

京都市告示第 82 号

岩倉具視幽棲旧宅の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、岩倉具視幽棲旧宅の臨時開館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年5月1日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

平成30年5月2日（水）

2 開館の理由

平成30年度非公開文化財特別公開事業を実施するため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）